

中国残留邦人等自立支援通訳等派遣事業実施要綱

(総則)

第1条 中国残留邦人等の自立を支援するために実施する自立支援通訳及び自立指導員（以下「自立支援通訳等」という。）の派遣については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中国残留邦人等」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者及びその配偶者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する中国残留邦人の親族等であつて、法第6条の規定により永住帰国費用の支給を受けて本邦に永住帰国した者及び永住帰国費用の支給を受けることができるにもかかわらず、自費で永住帰国した者をいう。

(対象)

第3条 自立支援通訳等の派遣を受けることができる者は、市内に在住する中国残留邦人等とする。

(事業内容)

第4条 市長は、対象者が医療機関において受診する場合、各種行政機関において諸手続きをする場合その他市長が必要と認める場合に、自立支援通訳（中国語又はロシア語と日本語の通訳の能力を有し、中国残留邦人等の相談に応じることができるとして市長が認める者をいう。）を派遣するものとする。

2 市長は、対象者に日常生活上の諸問題が生じた場合その他市長が必要と認める場合に、自立指導員（中国残留邦人等の相談に応じることができるとして市長が認める者をいう。）を派遣し、相談、助言等を行うものとする。

(利用登録)

第5条 自立支援通訳等の派遣を希望する者は、自立支援通訳等派遣利用登録申請書（別記様式）を提出し、登録を受けなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前項の申請書を受けたときは、速やかに内容を審査し、必要性を検討のうえ、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する登録の可否を決定したときは、申請者に対して文書により通知するものとする。

(派遣)

第7条 登録を受けた者は、自立支援通訳等の派遣を必要とする場合に、事前に民生局福祉こども部生活支援課に連絡をし、派遣の日時等を調整したうえで派遣を受けることができる。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

自立支援通訳等派遣利用登録申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者氏名 電話	
区 分	
派遣を希望 する理由	
(事務処理欄)	